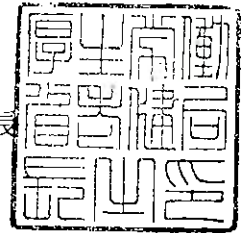


各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長



「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の施行に伴う通知の廃止について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第79号）附則第2条の規定により、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令」（平成14年厚生労働省令第121号）が廃止され、それに伴い、「福祉用具専門相談員指定講習会の指定について」（平成11年6月9日老発437号厚生省老人保健福祉局長通知）を平成18年3月31日をもって廃止することとしたので、御了知の上、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

また、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与並びに特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売については、「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令第154号）の施行に伴い、平成18年4月1日以降は、介護保険法施行令第3条の2の規定に基づき、同条第1項に規定する福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われることとなり、同条同項第10号に規定する都道府県知事が行う福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定については、同条第2項及び第3項、介護保険法施行規則第22条の31、第22条の32、第22条の33及び第22条の34並びに「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）において規定されているところである。

なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令により指定されている講習会については、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第1項及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する者」（平成18年厚生労働省告示第318号）により、平成18年4月1日に介護保険法施行令第3条の2第1項第10号の指定を受けたものとみなされることとなるので、御了知の上、その運用に遺憾のないようにされたい。

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



福祉用具専門相談員について

「介護保険法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第77号）及び「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成18年政令第154号）の施行により、介護保険法（以下「法」という。）第8条第12項に規定する福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定福祉用具販売又は法第8条の2第12項に規定する介護予防福祉用具貸与若しくは同条第13項に規定する特定介護予防福祉用具販売は、居宅要介護者又は居宅要支援者が福祉用具を選定するに当たり、福祉用具専門相談員から、福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行われるものとされた。

また、「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第106号）及び「介護保険法施行規則第二十二條の三十三第二号の厚生労働大臣が定める講習の内容」（平成18年厚生労働省告示第269号）により、福祉用具専門相談員指定講習の課程その他福祉用具専門相談員に関して必要な事項が定められたところであるが、その取り扱いはおりのとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 福祉用具専門相談員の範囲

福祉用具専門相談員は、介護保険法施行令第3条の2第1項の各号に掲げる者とされているが、第9号の「前条第一項に規定する養成研修修了者（厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）」とは、①1級課程又は2級課程、②介護職員基礎研修課程であること。

また、介護保険法施行令等の一部を改正する政令附則第18条第2項の規定により、①この政令の施行の際現に福祉用具専門相談員指定講習（以下「指定講習」という。）に相当する講習として都道府県知事が公示するもの（以下「適格講習」という。）の課程を修了し、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者、②この政令の施行の際現に適格講習の課程を受講中の者であって、この政令の施行後当該適格講習の課程を修了したことにつき、当該適格講習を行った者から当該適格講習の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものは、福祉用具専門相談員とみなされること。

したがって、都道府県知事は「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第百九十四条に規定する講習会を指定する省令」（平成14年厚生労働省令第121号）により厚生労働大臣の指定を受けた講習会を指定講習に相当する講習として公示することが必要であり、その他指定講習に相当する講習として認めてきたものがある場合には、同様の取り扱いが必要となる。

— 以 下 略 —
